

＜基礎構造＞の主題化と＜生-政治＞の視座 ——ロールズ批判の論点として——

西 口 正 文*

Thematizing *Basic Structure* and the Viewpoint of *Bio-politics*
—The Point in Question over the Critique of Rawlsian Doctrine—

Masafumi NISHIGUCHI

構成

- 〔零〕 問われるべき事, および, 論究の方向性
＜正義＞理念の透徹にとって, ロールズの唱道する守備範囲の限局——＜基礎構造＞に正当性の有無に関する判断を限局しようとする——が規範思考上の錯認に囚われている所以, これを露開する。
- 〔壹〕 ジョン・ロールズによる体系の中での「主題としての基礎構造」の位置
- 〔貳〕 ロールズ体系に向けて問うべき整合性: 社会契約論という構制と「原初状態」との両立可能性の有無という問題化
- 〔参〕 「誘因」に対する意味づけに看取されるべき＜生-政治＞の契機
- 〔四〕 初期合意の「カント的見解」への妥当な解釈とは
- 〔五〕 社会正義にとっての「根本原理」と「統制規則」
- 〔六〕 ロールズにおける＜生-政治＞思想の発現という視座からこそ, 可視化されてくる「主題としての基礎構造」の含意
- 〔七〕 結びに代えて

〔零〕 問われるべき事, および, 論究の方向性

＜正義＞理念の透徹にとって, ロールズの唱道する＜基礎構造＞が規範思考上の錯認に囚われている所以, これを露開しようと試みる。このことには社会正義をめぐる探究上の重要な意味があるのだ, ということ, ここで示すことにする。《その際には, コーエンによる批判的論及の持つ刺激を活かして, ロールズのどこをどう乗り越えるべきなのか。乗り越えのための論理の深化・明確化を図りたい。》

『正義論』*A Theory of Justice* 公刊の六年後に, アメリカ哲学会(太平洋部会)で発表されたのち, 加筆修正されるかたちで『政治的リベラリズム』*Political Liberalism* (1993年)の中のひとつの“講義”として収められることになった, ロールズの論文「主題としての基礎構造」に, 本稿は注目する。この論文の内容をめぐっては, 特にそこにおいて議論されている社会正義の構想や関

*人間関係学科 教授

係としての人-間の倫理の在り方に照準するかたちで、G・A・コーエンによる問題化が、そして批判的論及が、為されてきた。その経緯を踏まえ、そこから触発されてくるどころの論点を、まずは把握すること。次いで、論点の把握のうえで浮上させるべき、正義思想や倫理思想の在り方としての難局を析出させること。このことを、本論文は企図している。

「主題としての基礎構造」の中でロールズによって議論が組み立てられている事柄の中身について、ひとつの要約の仕方として提示されてよいと思われるのが、社会的協働の成果の分配に関する正義を考究するに際して、社会世界の在り方についての正当性の有無に関する判断をくだすにあたっては、社会の基礎構造の在り方を優先するかたちで対象化する必要がある、と考えること。そしてさらに、正当性の有無に関する判断の対象を基礎構造に局限しようとする事、そのことを妥当である、とする主張である。このようなかたちを採って表示されることになったロールズの主張のいわば“真意”が、いったい何処にあるのか？

これは、探られるべき問いであろう。社会正義のあるべきかたち、その規範性を充分に開示し説得しようとする意図、これらが、“おのずと”“必然的に”＜基礎構造＞にこそ正当性の有無に関する判断の対象を局限すべきことを、命じるわけではない。

社会世界の在り方についての正当性の有無に関する判断にあたって、社会の基礎構造の在り方を優先するかたちで対象化する必要がある、とロールズが主張することに向けては、果たしてそれが妥当であるのかどうかを問題化するということかたちで、逸早くG・A・コーエンによって、ロールズの唱道する守備範囲の限局——＜基礎構造＞に正当性の有無に関する判断を局限しようとする事——が規範思考上の錯認に囚われている所以、これの露開を企図する内容の批判論文が発表されることになった [Cohen, G.A. (1997)]。そのコーエンによる批判的論及の持つ刺激を、問題意識の喚起ということかたちで活かしつつ、小論ではロールズによる分配的正義論の結構に向けて、それを乗り越えるための論理の深化・明確化を図る心算である。

【第壹節】ジョン・ロールズによる体系の中での「主題としての基礎構造」の位置

ここでの論究は、＜正当な社会＞の存立のための必要十分条件をめぐって問うにあたって、＜正当な社会＞の正当性判断の照準は、制度・構造に留めるべきなのか、それとも、行為選択上のエートスにも及ぶべきなのか。きわめて重要な意味を持つこの問いに、迫る段である。

『正義論』 *A Theory of Justice* (1971年) というかたちで結実することになったジョン・ロールズによる理論体系、これの核心を成す規範思想を、とくに第二章「正義の諸原理」および第三章「原初状態」に底流する思想を、敷衍するかたちでロールズは1977年に、「主題としての基礎構造」の最初の版を発表した。この内容は、包括的世界観と相即する規範理論たろうとした『正義論』の構想を脱して、＜公正としての正義＞の構想をむしろ政治領野に局限すべきだ、とするロールズの思想上の転回を示すところの重要な著作『政治的リベラリズム』 *Political Liberalism* (初版1993年)、これを構成する内容のうちのひとつの重要部分として、練り上げられたものである。『正義論』と『政治的リベラリズム』との間に見て取られるべき重要な差異の中でも特に重要だと思われる点として、まず次の点がある。すなわち、＜公正としての正義＞を規範的思考の普遍妥当性や包括性を示すべき内実として論じて行こうとする思考の構えが、『正義論』には底流していたこと、その流れの中に第二章「正義の諸原理」および第三章「原初状態」を定位せしめて解釈することができること。『政治的リベラリズム』においてはしかし、現代西欧の民主社会においては（ロールズによって）認められるとする「穏当なる

多元主義」という“事実性”に依拠するかたちで、「正統性」(legitimacy)をかたちづくり得る原理として<公正としての正義>が定位されることになる。すなわち、「穏当なる多元主義」という“事実性”のもとで民主主義的意思形成・合意が「重なり合う合意」という形態を採って組み立てられる過程に資する手続きとして、<公正としての正義>の意味解釈が為されることになる〔*Political Liberalism*, lecture III .lecture IV〕。このような理論構築上の変更に伴うかたちで、「主題としての基礎構造」という構想が重要な含意を込めて、立ち現われることになっているのだ。

この構想に向けて問われるべき論点に関しては、当の構想の趣旨に照らして慎重に、かつ詳しく丁寧に、説明される必要がある。ここではその説明を省き、次の第3節「ロールズ体系に向けて問うべき整合性：「原初状態」という装備を施した社会契約説の構制は真に<公正>たり得るか」で行なうことにする。ただし、説明上の骨子として次の点にだけは、予めここで言及しておくほうがよいであろう。すなわち、秩序立った正当な社会としての<公正としての正義>に支えられた社会。これを構築するための必要十分条件をめぐって、問われるべき核心ともいべきところの、正当性の有無についての判断、この判断を為すにあたって照準すべきは、制度・構造に留めるべきか、それとも、行為選択上のエートスにも及ぶべきか。これに照準すべきであろう。

〔第3節〕 ロールズ体系に向けて問うべき整合性：「原初状態」という装備を施した社会契約説の構制は真に<公正>たり得るか

この節では、<社会正義>を究明しようとするロールズによる立論構制がどのように論理整合性を持ち得るように企図されているのかを、まずは把握することを試みる。そのうえで、ロールズによるその企図に向けて探り出されるべき整合性の破綻を、開示することを試みる。こうした試みに際して止目されるべきなのは、『正義論』第二章「正義の諸原理」の基層を成す意味脈絡と、『正義論』第三章「原初状態」の基層を成す意味脈絡と、この双方の整合性の有無である。双方を比較し吟味検討することが、まずなされるべきことになる。もし、ここに謂うところの整合性が十全でないとなれば、当の不十全さの拠って来る所以を明らかにすることが、課題意識として明識化されねばならなくなるだろう。

第二章「正義の諸原理」の基層を成す意味脈絡とは、どうであるのか。まずはこのことを捉えるようにしよう。この章の中の特に第12節「第二原理の複数の解釈」においてロールズは、正義の第二原理についての四つの意味解釈が論理的に可能であることに言及している。四つの意味解釈とは、「自然本性的自由の体系」・「リベラルなる平等」・「自然本性的貴族制」・「民主主義的な平等」であり、最終的に「民主主義的な平等」が採用されるべきだ、と述べている。四つの意味解釈相互の相違を、簡潔に述べておこう。

「自然本性的自由の体系」とは、単純素朴な意味合いで才能に開かれた職業選択のことを指し示す。ここにおいては機会の形式上の平等を確保し、それゆえ、各人の生にとっての有利さを獲得するに際しては自然的偶有性によっても社会的偶有性によっても大きく強く左右される中身の体系だ、と見ることが出来る。「リベラルなる平等」とは、才能に開かれた職業選択という方向づけに留めず、さらに「公正な機会平等原理」が付加されるべきだ、という解釈が表出したものである。才能・能力——内的賦存——について同水準にあり、かつ、それを活用しようとする意欲も同程度であるひとびとは、社会生活上の出発点における境遇の相違に左右さ

れずに同じ成功の見通しを持てるようにすべきだ、という内容である。ここにおいては、社会環境上の偶有性を排除しようとするのだが、生来の内的賦存における偶有性を受容している。「自然本性的貴族制」においては、生来の内的賦存についての自然の巡り合わせにおける有利さが、当の巡り合わせにおいて不利なる者たちにとっての便益にもまた役立つ限りでのみ、発揮されなければならない、という内容である。「民主主義的な平等」とは、各人はその出発点における社会システム上の境遇の相違によって成功の見通しが阻まれてはならない、という内容とともに、内的賦存のありようという自然の巡り合わせによって善き生の実現を図るにあたっての成功が阻まれてはならない、とする内容をも、両立させるべきだと企図して示される内容である。ここでぜひとも付記されるべきなのは、上記の四つの意味解釈の展開方向を以って、ロールズが公正で秩序だった社会の在り方を（いわば否定性を押し出すかたちで）次のように考えていることだ。すなわち、不平等を持ち込むことが不運なひとびとの暮らし向きの見通しにとって有利にならず、幸運なひとびとにとっての暮らし向きを見通しをいっそう魅力あるものにしたたり保護したりするにすぎない、そのような不平等を伴う行為体系の秩序であってはならない。このようにまとめていることだ [T.J. : 67-68 (邦訳書 106 頁)]。こうして想定される行為体系秩序（または社会秩序）の中心をなす原理が「格差原理」(the difference principle)なのだ。

公正で秩序だった社会の在り方を導出する意味脈絡が、ロールズにあっては上述のような経路を辿って描き出されるのであってみれば、謂うところの〈公正としての正義〉の要諦は偶有性の排除——社会的偶有性のみならず自然的偶有性もまた排除されるべきこと——にこそあるのだ、ということが見て取られる。この偶有性排除とは、社会正義にとっての根本原理として把握されるべき性質のことであり、その点がここで覚識されるべきであろう。もちろん、第二章「正義の諸原理」が純粹に一貫するかたちで、偶有性の排除という理路を整然と展開しているわけではない。しかし、この理路が確かに「正義の諸原理」を説明する論脈に立ち現われていることを、銘記しておく必要があるだろう。

次に視線を投じるべきなのは、『正義論』第三章「原初状態」に立ち現われる理路である。その理路とはいわば正義の第一原理群が構成される理路であり、一般的な分類の仕方としては「社会契約説」に属する理路だと見ることができる。この理路の中身に立ち入って見ようとするならば、ロールズ独自の理論装置を媒介として提示されることになっているところの、注目すべき中身となっているのを、知ることができる。独自の理論装置として注目すべき中身に關する鍵概念が「無知のヴェール」である。この概念に、ここでの議論にとって必要な限りで、言及しておこう。社会契約を公正な立場から締結するために必要不可欠な条件として、一方では、契約当事者それぞれをめぐる情報を——自然性を帯びた資質・賦存も社会性を帯びた生存環境条件も、そしてまた、契約締結後に占めることになる社会的地位も、独自性を帯びた人生観や価値観も、それらについての情報すべてを——締め出すこと、つまり、当事者各人にとっては得られないという状況を敢えて仮構すること。他方では、契約当事者各人はみずからの生きる社会の一般的情報については取得できていること。これらのことを前提条件としたうえで、公正さをこそ体现する契約の中身がどのようなものか熟考し析出させよう、と企図するわけだ。この企図が「無知のヴェール」という概念を以って現出するのである。

このような理論装置を介さぬかたちで社会契約が企てられる際には、当事者各人の資質・賦存や生存環境条件や契約締結後に自ら占めることになりそうな社会的地位や、さらに当事者各人の独自性を帯びた人生観や価値観を濃厚に反映させるかたちで、各人にとっての効用や有

利さを本位にして、社会契約が多数決の形態を採って締結されることになるであろう。そのことと照らし合わせるかたちで「無知のヴェール」を評する場合には、公正な立場からの契約締結を志向するための方法として、意義あるものだと認めることができよう。とはいえしかし、ここで慎重に考えなければならないのが次の点だ。すなわち、自分たちの生きる社会の一般的情報について契約当事者各人が取得できているのだ、という点。さらにまた、契約当事者たちは自分たちの生きる社会の在り方に向けて、根底からの変革を要するところの非理想状態にあると捉えるわけでは、ないこと。このことに留意されるべきである。社会の分業-協業構造の在り様に対してのみならず、いっそう包括性を帯びた視座からの全体社会の存立構造の水準に対してもまた、根底からの変革を要する非理想状態として捉えられるべき対象だ、として明示的に問題化されているわけでは、ない。「無知のヴェール」という理論装置を介しての刷新された社会契約説の評価にあたって、それが公正としての正義に漸近するうえでの意義深さを認める必要があるとはいえ、既存社会システムの構成原理との妥協が内在している点に、留意しておくことが大切だ。

上述の事柄と結び付けるかたちで、ここで言及しておくべきなのは、ロールズによる議論の組み立てにおいて重度障害者が正義思考の対象から除外されている点であり、そしてまた、除外されることになる理由である。この点に関するロールズによる言明を引用しておこう。

最も恵まれないひとびとは、われわれの慈愛や同情やさらには憐みの対象となるような最も不幸で不運な境遇に陥ったひとびとのことではなくて、われわれと同様の自由で平等な市民の中で、政治的正義の問題として互恵の対象となるひとびとのことであり、しかも相互の利益となりみな自尊心と一致することにもなると各自が見なす条件において、少ない資源を利用することになるのだけれども、みずから割り当てられた負担を完全に請け負う、そのようなひとびとのことである◆¹⁾。

[*Justice as Fairness: a Briefer Restatement* (1989年):127]

<公正としての正義>という名称を用いつつもロールズが自らの議論の枠内に収めるのは、上記の引用文において「政治的正義」という語によって指し示されることの限定された正義なのであり、<公正としての正義>についての思考を「政治的正義」という問題圏に留めようとする、その意図が嗅ぎ取られる言明となっている。ここに謂うところの、「政治的正義」という語によって指し示される限定された正義の問題圏、その内実とはどのようなのかについては、後述する(第六節)。

本稿の設定する問いの場からは、ここでしかし、引用した言明から汲み取ることのできるロールズ流正義思考の限定づけに向けて、強い異議提起を発しておかねばならない。互恵や互酬の対象となる見込みのないひとたち、自然的偶有性の故に、あるいはまた社会的偶有性の故に、重度障害を有して生きるひとたち、こうしたひとたちを当初から除外するかたちで、原初状態での社会契約の締結が想定されることになっていること、まさにこのことに向けて、強い異議提起を発しないわけにはいかない。既に述べてきたように、第二章「正義の諸原理」中には、首尾一貫したかたちにおいてではないにせよ、自然的なそれにせよ社会的なそれにせよいずれの偶有性に対しても、それを正義思考が克服しようと志向することの大切さが、示されていた。しかし原初状態において想定されている社会契約の当事者に関する制限、これを知るに及んで、ロールズの正義思考の性質に対して問題化する必要性が、強く喚起されることになるのである。

〔第参節〕「誘因」に対する意味づけに看取されるべき〈生-政治〉の契機

参-1. 原初状態における社会契約と正義思考の転轍

前節までの行論を承けて、本稿はいまや、原初状態という社会契約締結のための舞台設定が、一見したところ偶有性排除の志向を体现したものであるかの様相を呈しながらも、実のところ偶有性排除の志向における不徹底さを正当化しようとする性質を帯びているのではないのだろうか、という新たに生じてきた疑問に、正面から取り組むべき段に踏み入ることになる。この疑問に対してはロールズ自身が、次のような意味脈絡において、答えている。まず『正義論』第二章第17節に現われる下記の意味脈絡に、注意を向けることにしよう。

より有利な立場にある人々は、他の誰もがそうであるのと同じく、生まれもった資産に対する権利を保持している。この権利は、人身の不可侵性 (the integrity of the person) を保護する基本的自由に基づいて、第一原理によって守られている。そしてまた、より有利な立場にある人びとは、公正な社会的協働のシステムのルールに従って獲得しうるすべてのものに対して、権原・資格を持つ。私たちの課題は、この制度枠組み、つまり社会の基礎構造をどのように設計すべきかにある。適度に一般的な観点からすると、より有利な立場にある個人であれより不利な立場にある個人であれその両者にとって、格差原理は受け入れ可能であるように思われる。[T.J.: 89 (邦訳書 140-141 頁)]

次に、『公正としての正義 再説』第2部21節4項に現われる下記の意味脈絡に、注意を向けてみよう。

格差原理は、自然と社会的世界をもはや民主的平等に敵対するものとはみない、そのようなものの見方を提供するということになる。従って、公正としての正義は、そのような原理の定式化を通じて、宥和という政治哲学の一つの課題を果していることにもなる。/ここで決定的に重要なのは、格差原理が互恵性の観念を含むという点である。才能に恵まれている人々 (生まれつきの才能の分配に関し、道徳的にはそれに値するとは言えないにもかかわらず、より幸運な地位にある人々) は、なお一層の利益——なぜなら、彼らは才能分配上の幸運な地位にあるということからだけでもすでに恩恵を受けているから——を獲得することを奨励されるが、それは、彼らが生まれつきの才能を訓練し、またそれを、才能に恵まれない人々 (生まれつきの才能の分配に関し、前と同様、道徳的にはそれに値するとは言えないにもかかわらず、より不運な地位にある人々) の善に貢献する仕方で使用するという条件がみだされている限りでのことである。互恵性は、公平性——これは利他的である——と、相互利益との間に位置する道徳的観念である。

[Justice as Fairness: A Restatement (2001) :76-77 (邦訳書 133 頁)]

上掲の二様の意味脈絡から汲み取れるのは、道徳性の観点から見て取れる恣意性を排除するという本来の正義思考・志向に対して、その純度を低下させる、もしくは弱めさせる、という方向づけを選び取ることによって、現前する社会世界および自然世界のいわば事実性との間で、融和策を図っていることである。このようにして、原初状態という社会契約のための新たな構成を対象化することを経て解像されてくるのは、正義思考・志向の「政治的正義」への転轍であり矮小化もしくは不純化なのだ。

いましがた述べたところの、正義思考・志向の「政治的正義」への転轍であり矮小化もしくは不純化ということの内実を明らかにするためには、ロールズ謂うところの「正義の二原理」の中でも特に第二原理において登場する「格差原理」に、照準する必要がある。ここで、「格

差原理」が正当化される理路を、生産性の向上を図るための誘因に視軸を向けることを通して、解明するように取り組もう。

参-2. 格差原理における誘因の主導

この問いを巡ってかつて獲得した筆者の見解の要点を、再掲するところから、ここでの議論を始めることにしよう。格差原理の含意に向けたロールズ自身による叙述の中で注目すべきなのは、幸運に恵まれず不遇な立場にある階層にとって獲得することのできる利益見込み（…以下では「前者」と表記する）の在り様によって制約されずに、幸運に恵まれて上位に位置する階層（high fliers）にとって獲得することのできる利益見込み（…以下では「後者」と表記する）の在り様の変動する可能性が、ロールズによる叙述の中には組み込まれていることが、見出される [T.J:79,104-105（邦訳書 124-125 頁，162-164 頁）]。この点を基礎にして、格差原理にロールズの込めた含意を推及するならば、前者の不変という条件下での後者の増大が受容され得ること、そのように解釈し得る。

さらにまた、格差原理の含意を読み解こうとするヴァン・パリースによる探究の軌跡 [Van Parijs, Philippe (2003) esp.pp.204-208] から得ることのできた触発にも助けられて、次に記すような知見を得るに到った。

格差原理の中で（第二原理の前半部で）表わされているところの、すべてのひとの利益になると合理的に見込みうる限りで社会経済的不平等が取り決められるということが、実のところ、そこに葛藤や困難が生じた際の着地のさせ方として後者（＝「幸運に恵まれて上位に位置する階層にとって獲得することのできる利益見込み」）を指し示す（筆者による補註）が重要視される中での取り決めを許すことになる、という解釈である。この解釈は、……誘因を発生させ機能させることを重要視するという脈絡では、いっそう強化されることになるだろう。……格差原理の含意についてそれがむしろ不平等主義の方向へと流される余地を蔵している [西口（2016年）39頁]。

こうした知見をふまえて、本節第1項で展開した思考をあらためて捉え直すことにしよう。いまや容易に見て取ることができるように、『正義論』における「正義の諸原理」や「原初状態」という章での叙述の中に格差原理を、社会経済上の進展という見地からの、換言するならば、国民経済の富の生産力増強という見地からの、誘因として機能させること、そのことの必要性が意識されていたのを、洞察し得るわけである。この必要性意識の増強展開は、<公正としての正義>の立ち向かおうとする問題圏が道徳上の観点から見て取られるべき恣意性の克服という思考・志向の展開・豊饒化に向かうのではなくて、むしろ「政治的正義」という語によって指し示される限定された正義の問題圏の方へと方向づけられることと、軌を一にしていると解釈し得る。

上記の点に関連する事柄として、「不平等を促す誘因」をめぐってロールズが、初期の論文「公正としての正義」（1957年）での叙述と『正義論』（1971年）での叙述とでどのように変化したのか、という点について論究しているコーエンによる所見を、ここに取り挙げておこう。素材となる「公正としての正義」における叙述は、下記のようなものである。

もし第二原理を満たす不平等が存在するならば、平等によって与えられるであろう目先の利益は、その将来の収益を見込んで賢明に投資されると考えることができるからである。大いにありそうなことだが、もしこれらの不平等がよりよい努力を引き出すインセンティブとして働くならば、この社会の構成員たちは、これらの不平等を人間の本性に対する譲

歩とみなすかもしれない。すなわち、彼らは、われわれと同様、人は理想的には相互の役に立ちたいと欲するべきであると考えられるかもしれない。しかし、彼らは相互に利己的であるから、彼らがこれらの不平等を受け容れることは、彼らが現にあるがままの諸関係を受け容れることにすぎず、彼らをその共同の実践に携わらせるようにする諸々の動機を認めることでしかない。[Rawls, J. “Justice as Fairness” :55 (邦訳 42 頁)]

上記の内容に、大まかには、対応している箇所が、『正義論 (改訂版)』では 130～131 頁 (邦訳書では 204～205 頁) に見出される。謂うところの変化を把握しようとするに際してコーエンが強調するのは、上記引用文中の斜字体箇所が『正義論』では削除されてしまっていることだ。つまり、この変化には、人間社会——特に富の生産を促す局面でのそれ——における努力を引き出すための誘因へのまなざし方、および、規範的含意の込められた受容可能性という面での、否定的な、少なくとも懐疑的な向き合い方から、肯定視する向き合い方への変転が示されているのだ、という点をコーエンは注目しようとしているわけだ。これは、筆者の見るところ、けっして穿った捉え方でなく、的確な洞察の提示になっている、と考えられる。

このような、1957 年の著作から 1971 年の著作の間に生じた変転は、1993 年刊行の『政治的リベラリズム』および 2001 年刊行の『公正としての正義 再説』においてはいっそう増幅された形態・内容を以って表現されている、と推測することができる。まさしくこの変転が、一見したところでは事実性を受け容れるかたちでの生の社会編制の合理化、これを客観的装いを凝らしつつ推し進めるほかない、かのように説くかたちが採られることによって、実のところ、この「生の社会編制合理化の推進」ということの妥当性を獲得することが意図されているわけだ。このことは、社会編制の基層にまで当の意味秩序が到達させられるべきであるかのように、規範性を帯びた訴求力を醸し出すことを通じて、いっそう諸個人の生を統制し制御する合理的で、かつ、魔性を帯びてもいる効力を行き渡らせるに足る、そのような言明であろうと意図されている。ここに看取られるべきなのは、「誘因」に対する意味づけと相即するところの、〈生 - 政治〉の契機なのである。

〔第四節〕初期合意の「カント的見解」への妥当な解釈とは

この節では、本稿が検討対象として殊のほか重視しようとしている、ロールズの論文「主題としての基礎構造」において、ロールズ自身が初期合意を——原初状態において契約説の構成を媒介にして獲得され得るところの、いわば正義の初期状態を——どのような理路を以って説明しているのか、その点に注目する。その際にとりわけ注目されるべきだと思われるのが、ロールズによる表現として「カント的な契約説の形態」(the Kantian form of the contract doctrine) [Rawls, J. (1996) :271. (邦訳書 326 頁)] とされている事柄の内実である。ロールズがこの「カント的な契約説の形態」という表現を以って指し示そうとしているのは、次のことである。すなわち、「市民」としての社会構成員すべての間で取り結ばれるべき、仮想的性質を帯びた合意としての、社会契約を、自由で平等な道徳的諸人格として想定される当事者間で、社会の基礎構造を統制すべき原理群という内容上の位置づけを与えつつ、まさに取り結ぶ、というその形態のことを指し示している [Rawls, J. (1996) :258-259. (邦訳書 312 頁)]。「カント的な」という限定詞を付している理由が、いまここで検討対象にしている文献の中で明示されているわけではない。文脈上、推定されるのは、カント流の実践理性のはたらきを通じて、とりわけ「定言命法」として示される理性の作動を介して、その所産として把握できる事柄、こ

れに近似する内容を持つと見做して、「カント的な契約説の形態」と記されているのであろう、ということ。この際に念頭に置かれるべきなのは、カント流の実践理性のはたらきや「定言命法」として示される理性の作動の中には、生産力総体の増強と有能な者にとっての利益との結合を図るための誘因の活用という発想や動機づけは、立ち入る余地を持たないであろう、という点だ。

いましがた確認したことをふまえつつここで問われるべきなのは、原初状態において獲得される正義の初期状態が、カント流実践理性のはたらきと相同であるのか、定言命法の手続きと内実を同じくするのか、という点である。前節での議論を通して筆者は、ロールズによる理路の組み立てにおいては、原初状態の設定を通して締結される社会契約により獲得されるものの、正義の初期状態において既に、「誘因」に対する意味づけと相即するところの、< 生 - 政治 > の契機が読み取られること、そのことを示そうとした。このことへの洞見を以てするならば、ロールズの謂う所の初期合意が「カント的な契約説の形態」の所産だ、と解することの無理が、露開することになるであろう。

「誘因」が殊のほか広範にかつ強く作用する余地、これを認めようとする立論の構成意図が、ここで対象視している「主題としての基礎構造」の議論展開の中に、読み取られ得る。当の文献の第4節「背景を成す正義の重要性」の最終部では、次のような言明が現われてくる。

私たちが実際に探求するのは、**基礎構造**と、**個人および連合体 associations に直接に適用され、個々の相互行為において彼らによって遵守されるべきルール群との間の、制度的分業である**。もしこの分業が確立されうるなら、**個人と連合体は基礎構造の枠組みの内部で、背景を成す正義を維持するために必要な修正が社会システムのどこかで為されていることを知って安心しながら、彼らの諸目的をより実効的に自由に促進できることになる**。
[Rawls, J. (1996) :268-269. (邦訳書 323 頁) (太字かつ斜字体での表記は、引用者西口による。)]

諸個人間での、また、連合体内部や複数の連合体間での、相互行為を律する規範が、表向きでは整合せず、異質の性質を帯びたものとなるのを、むしろ許容することが望ましい、とする見解である。なぜ許容されるのか、という問いに対する答えは、諸個人や連合体各々の目的を「より実効的に自由に促進できることになる」からなのだ。かくして、一方での基礎構造を律する規範と、他方での諸個人間の相互行為や、連合体内での、そしてまた連合体間での相互行為を律する規範と、この双方の間での乖離の生起であるかのような事態を、生産性向上と接合された誘因の活気ある作用のために、肯認することになるのだ。このとき看過されてはならないのは、謂う所の「背景を成す正義」とはいったい何のことなのだろうか、という点だ。この点にかかわる追尋は、第六節で試みる。

〔第五節 社会正義にとっての< 根本原理 > と「統制規則」〕

前節までの行論を経て、いまや我々はロールズによる立論構成に見出される性質として、それが、正義の< 根本原理 > をではなくて、社会の基本構造を統制するための諸規則を、探り出そうとするものだ、と解することができるであろう。つまりこうである。ロールズによる立論構成においては「人間社会に関する一般的事実」が正義という価値的規範性の在り方を導き出すかたちを採る局面が、現われている。正義の第二原理を導出する論理において、そのことが明瞭に現出していた。そのことによって、社会正義が、価値的規範性を純化させるかたちで

追求され徹底されるのではなくて、むしろ「統制規則」としての性質を濃厚に帯びざるを得なくなる。簡潔に表すならばこのような論理を、そして立論構成を、採っていたと解される。しかし正義を構成するための理路としては、こうした論理を肯認するわけにはいかない。事実性に触発されるということがひとつの契機となって価値的規範性が意識化され明識されるに及ぶということが、たとえあったとしても、その場合の意味秩序の生成脈絡を問い直してみるならば、事実性が始原に位置するわけではなくて、価値的規範性の方が始原に位置すること、このことが覚識されるのだ²⁾。ロールズにあっては『政治的リベラリズム』の段階で明確に現われてくる「重なり合う合意」として正義の導出される理路、これが斥けられるべきなのだ。

「重なり合う合意」を要請する論拠としてロールズは、現代リベラルデモクラシーを志向する社会にあっては、諸個人の持つ「善の構想」が一様ではなく収束させ難い多数性を帯びている事への認識を基にする必要があり、包括性を帯びた道徳教説に依拠するかたちでの行為規範を示そうとすると、そこに無理が生ずることになる、という趣旨のことを言明するに到るようになる[Rawls, J. (1996) :lecture IV]。この想念に基づいて正義の二原理を、就中、第二原理中の「格差原理」を、あらためて解釈するにあたっての意味脈絡としては、次のように捉えられるべきことになる。即ち、各行為者の担う分業上の労務負担における緊張度合や疲労度合といった、客観的妥当性を以って証拠立てられ得る相違に基づいてこそ、格差の出来が正当視され得るのだ、とする意味脈絡、これがひとつの規範的解釈の拠り所であったこと、そのことを脱して、次のような規範的意味解釈への移行が表面化する。つまり、各行為者の利己主義心性に発する欲得の集合体として想定されるところの総生産力（生産性）に重要性が置かれるべきだ、とする意味解釈が、新たな規範性として資格付与されるべきだと要求するかたちで、「善の構想の多数多様化・多元化」という意識状相への流れに見出すかたちで基礎づけられたうえで、リベラル派の正義思考の圏内で支配的力をもつことになる。そのことは、生産力（生産性）において主導権を握ることのできない者たちの立場からは、道徳上の観点からの恣意性を阻却するという＜権利としての内実＞を持つべき「格差原理」の解釈、そのような解釈から離れてしまうことだ、と捉えられることになるだろう。新たに立ち現われてくるのは、いましがた記した、生産力向上において主導権を握り得る者たちの意向に真正面から反逆できぬ状況下で、妥協するほかないという、追い込まれ抑圧された意識の様相である。

〔第六節〕ロールズにおける＜生-政治＞思想の発現という視座からこそ、可視化されてくる「主題としての基礎構造」の含意

前節までの行論を踏まえて、小論での論究の核心を成すべき段階へと、踏み込むことにしよう。すなわち、ロールズによる正義思考・志向とはいかなる性質を帯びていたのか、これを暴く段階へと踏み込もう。

何よりもまず把握されるべきなのは、1958年発表の「公正としての正義」において既にロールズが正義の第二原理を確定させてゆこうとする脈絡に現出する思考である。当の思考過程で、社会の構成員たちの意識様態をどのように捉えておくべきだと想定しているのか、それを知らうとする際に、次のように述べていたこと³⁾が、まずここで確認されるべきであろう。

彼らは相互に利己的であるから、彼らがこれらの不平等≪一正義の第二原理を満たす不平等のことを指し示す（引用者による補註）≫を受け容れることは、彼らが現にあるがままの諸関係を受け容れることにすぎず、彼らをその共同の実践に携わらせるようにする諸々

の動機を認めることでしかない。彼らはお互いに不満を述べあう権利などはもっていないのである。従って、この原理の諸条件が満たされているならば、彼らがこれらの不平等を許容すべきでないとする理由は全くない。〔Rawls, J. “Justice as Fairness” :55 (邦訳42-43頁)〕

ここに見て取れるように、原初状態での契約締結のために参集する行為者は——原初状態での契約当事者は——いずれも、社会世界の「現にあるがままの諸関係を受け容れ」つつ、自分自身にとっての利益、および、共通の利益、これらに依拠するかたちで合意形成に臨むわけなのだ。この点から既に推及されるように、正義の二原理それ自体において既に、社会正義を規範次元で普遍妥当性を獲得できる質のものとして論究しようとするのではなくて、社会世界の現相と折り合いをつけながら、諸個人相互においてその身に帯び合っているところの利己性と合理性、ここにこそ思考の論理展開上の基盤を置き、その展開力を発揮させようとする質のものなのだ。

この点を覚識するに到るならば、前節で見届けたように、ロールズ流正義論が正義の根本原理を正面切って探究しようとする質のものではなくて、むしろ「統制規則」という範疇におさまるべき質の議論に到り着くこと、その所以を解することに接近し得るだろう。社会世界の「現にあるがままの諸関係」、あるいは、「人間社会に関する一般的事実」を、事実性において繫留されるべき不動点に、その変革への展望を持ち得ぬ凝固態に、見做すことを、正義思考・志向の基層に据えてしまっていること、このことにロールズ正義論の重大な特質を見て取るべきなのだ。この特質に向けてのいっそうの解明を企てるには、ロールズにおける<生-政治>思想の発現という視座から、照射する必要がある。

見過ごされてはならないのは、基礎構造の産出される次の脈絡だ。正義の二原理という、社会の「基礎構造」の核心において既に、諸個人は利己的合理的性質にこそその存在のありようを定位させるべきだと位置づけられている。諸個人にとっては、自分自身の利益獲得の増大、および、共通の利益獲得の増大、これらの目的に依拠してこそ産出される運びとなるのが、「基礎構造」なのである。それゆえに基礎構造は、諸個人の生に纏わる偶有性を帯びた事態——道徳上の観点から見て取られるべき恣意性に晒された事態——へ向けての、普遍妥当な正義思考・志向から生み起こされる制御の在り方を、主題とするのではない。そうではなくてむしろ、究極においてはメリトクラシーに依拠する社会構成秩序に依拠しながらも、“すべての社会構成員の生存のための配慮”を為そうとする様相を呈するところの、つまり<生-政治>◆⁴⁾へと帰着させることが可能であるところの、そのような質の統治を構築しようとする、思考・志向なのであろう、と推察される◆⁵⁾。

ロールズにおける<生-政治>思想の発現という視座から、社会世界の基礎構造と諸個人の微視的行為との調整媒介関係を照射すること、このことが必要となる理由は、次のような問い〔 ω 〕を生み起こすところから、その解明の糸口をつかむことができるように思われる。即ち、第四節の終部で言及した次のような問いかけ、これを意識化して生み起こすことによって、ここで取り組もうとする解明に接近することができると思われる。〔 ω 〕：基礎構造を律する規範と、諸個人間での、また、連合体内部や複数の連合体間での、相互行為を律する規範とが、異質の性質を帯びたものとなること、このことが許容されるのが望ましい、と考えるのは何故か？

いましがた提示した問いに対しては、次のように平板に答えることによってでは、ますます問いの核心から逸れることになるだろう。すなわち、“社会の基礎構造こそが、連合体間や連合体内での相互行為、および、諸個人間のミクロの相互行為を、制御し従属させる”と答える

ことによってでは。当の問いへの応答は、ミシェル・フーコーが近代社会における統治のありようを解明しようと試みる際に鍵概念として導入したところの〈生-政治〉概念、これに触発されて、次のように為されるべきなのだ。すなわち、事実性として既に存在し機能している社会構成体にとって、その統治上、要請される秩序こそが、社会正義の実相として認識されたうえで、その社会正義の実相こそが社会の基礎構造をも、連合体の関与する相互行為や個人の関与する相互行為をも、保護し管理し制御し規律し調教する。推論としてこの筋道を以ってこそ、問い〔 ω 〕に対する解が獲得されるのだ。

〔七〕結びに代えて

<公正としての正義>を具現する秩序だった社会世界へ向けての構築の理路として、ジョン・ロールズの説く理路——社会の基礎構造における正義秩序が設定され、諸連合体での相互行為や諸個人間の相互行為ではそれら各集合体独自の目的合理性が尊重され、その調和によって公正さを保った社会秩序が実現される、とする理路——を対象化し、その理路の妥当性度合を審問してきた。公正としての正義の立脚点となるはずの基礎構造において既に、有能なる行為者たち (high fliers) にとっての権力と富への欲求をおもねる思考の構え方を採りつつ、生産性向上の方略を重視することに帰着する、という理路の表面化が肯認されていることを、明らかにした。こうして、ロールズ流正義思考・志向の限界をほぼ解明し尽くすことができた、と言っても過言ではないだろう。

正義を探究するに際して不可避に抱え持つこの限界が、ひとりロールズにのみ特殊な事柄なのではなく、リベラリズムに拠って立つ思考・志向の持つ限界でもあるのか否か。これの解明を、今後の課題として銘記したい。

【註】

- 1) 同様の趣旨での言明が、T.J. (『正義論 改訂版』):83-84 (邦訳書131-132頁)に見出される。
- 2) 「事実性」と「価値的規範性」との関係について、筆者はこの把握の仕方を、G・A・コーエンによって触発されつつ、[西口 (2018):55-61]で既に示してきた。
- 3) ここに引用する箇所は、[第参節]参-2項で引用した箇所と、一部分重なる。
- 4) ここに謂うところの「生-政治」とは、諸個人の“善き生を実現させる”ための能動的積極的働きかけおよび配慮を介して、すべての住民 (市民)を対象にしつつ生の編制-統治を企図する政治のことを、指し示す。ミシェル・フーコー (1982)「主体と権力」を参照されたい。
さらに詳細には、『ミシェル・フーコー思考集成 VII 知 身体』(2000)を参照されたい。
- 5) 正義の二原理を体現することになるはずの「基礎構造」においては、基本財の分配の意味と方法に焦点を合わせて当の「基礎構造」を対象化すると、分配的正義が妥当性を帯びるかたちで実現されようとする、その可能性を見込み得る。そのような捉え方を基にしてロールズによる正義思考・志向を解釈する脈絡が、G・A・コーエンにも見出されるように思われる。特に分配される基本財はロールズにあっては、至高性を帯びた正義原理という意味での権利の問題なのだ、とする解釈が見出される。[Cohen,G.A. (1995):90]。しかし、本稿のここで採り挙げたところの、基礎構造をめぐるロールズの思考・志向に向けては当初から既に、正義思考に照らすと「妥協」と捉えることの方がより妥当性を認めることができる、とする解釈は、その妥当性を主張し得る

ように思われる。

【文献】

- Cohen, Gerald A. (1995) “The Limits of Contractual Equality: A Reply to Jacques Bidet” in, *Ratio Juris*, Vol.8, No.1
- Cohen, Gerald A. (1997) “Where the Action is : On the Site of Distributive Justice” in, *Philosophy & Public Affairs*, Vol.26, No.1
- Cohen, Gerald A. (2000a) “Justice, Incentives, and Selfishness “ in, Cohen, G.A. *If You're an Egalitarian, How Come You're So Rich?* Harvard University Press
- Cohen, Gerald A. (2000b) “Where the Action is : On the Site of Distributive Justice” in, Cohen, G.A. *If You're an Egalitarian, How Come You're So Rich?* Harvard University Press
- Rawls, John (1958) “Justice as Fairness” in, *Philosophical Review* 67, no.2
→田中成明訳「公正としての正義」（『田中成明編訳』公正としての正義（1979）木鐸社 所収）
- Rawls, John (1971) *A Theory of Justice*, Harvard University Press
- Rawls, John (1989) *Justice as Fairness: A Briefer Restatement*, Harvard University, typescript
- Rawls, John (1996) *Political Liberalism* (expanded edition) , Columbia University Press
- Rawls, John (1999) *A Theory of Justice* (revised edition) , Harvard University Press
〔←本文中ではこれを, *T.J.* と表記する。〕
- ジョン・ロールズ（川本隆史・福間聡・神島裕子訳）2010『正義論（改訂版）』紀伊國屋書店
- Rawls, John (2001) *Justice as Fairness: A Restatement*, Harvard University Press
- Van Parijs, Philippe (2003) “Difference Principles” in, Freeman, S. (ed.), *The Cambridge Companion to Rawls*, Cambridge University Press
- 福間聡（2007）『ロールズのカント的構成主義』勁草書房
- ミシェル・フーコー（1982→2001）「主体と権力」（渥海和久 訳）（『ミシェル・フーコー思考集成Ⅸ 自己統治性 快樂』筑摩書房 所収）
- 『ミシェル・フーコー思考集成Ⅶ 知 身体』（2000）筑摩書房
- 西口正文（2018）「正義の根本原理にとってもつ「運の平等主義」の位置値」（『人間関係学研究』16）
- 西口正文（2016）『ジョン・ロールズによる格差原理に見出される〈誘因〉という要素——その正義思考の方向づけを問う——』（『相山女学園大学研究論集』第47号（社会科学篇））

